

礼文町立礼文小学校 いじめ防止基本方針

【令和8年4月】

【目 次】

はじめに

I いじめ防止対策の基本的な方向

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

II いじめ防止対策に関する事項

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 いじめ防止等対策組織の設置
- 3 いじめの防止等に関する措置
 - ・主な相談窓口
 - ・早期発見・事案対処マニュアル
 - ・いじめ発見・見守りチェックシート

III その他の留意事項

- 1 学校評価
- 2 校内研修の充実
- 3 校務の効率化
- 4 地域や家庭との連携
- 5 特に配慮するケース

IV 重大事態への対処

- 1 重大事態とは
- 2 学校における重大事態の対処
- 3 重大事態対応フロー図

V 学校いじめ防止プログラム

【別紙資料】

＜別紙＞ いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、家庭がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」と、「北海道いじめの防止などに関する条例」に基づく平成30年改訂版「北海道いじめ防止基本方針」を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「いじめ防止基本方針（「いじめ撲滅運動基本方針」より名称変更）」を改訂するとともに、「いじめ防止等対策委員会」を中心とし、計画的かつ組織的に、いじめ防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

I いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では、いじめを次のように定義しています。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は児童をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」では、学校及び学校の教職員の責務（第8条）と、家庭の責務等（第9条）が定められています。

家庭の責務としては、保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めることや、保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護すること、学校等が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めることが定められています。

本校及び本校の教職員は、法に基づき、家庭、地域、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。

（1）いじめの防止

いじめはどの児童にも起こりうることから、何よりも、児童をいじめに向かわせないための未然防止の取組が大切です。

そのため、児童が他の児童や教職員と信頼できる関係の中で安心して安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる授業づくりや集団づくりに努めます。

また、未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて、日常の児童の行動の様子や定期的なアンケート調査などで検証し、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかなどを定期的に検討するなど、PDCA サイクル（取組の計画－実行－点検－見直し）に基づいた取組を行います。

（2）いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

また、日頃から教職員による見守り活動を行うなど、児童が示す小さな変化や心のサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報の共有に努めます。

（3）いじめへの対処

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校全体で組織的に対応します。

いじめられた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童を指導します。当該家庭の協力を得て、必要に応じて関係機関等と連携を図るなど、学校全体で組織的にいじめの解消に努めます。

Ⅱ いじめ防止等のための対策に関する事項

1 学校いじめ防止基本方針の策定

「いじめ防止対策推進法」第13条では、「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」と定めています。本校では、教職員一人一人が、いじめは絶対に許されない、いじめは卑怯な行為である、いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうるとの認識を持ち、家庭、地域、関係機関等と連携し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「国の基本方針」と、「北海道いじめ防止基本方針」を参考に、学校いじめ撲滅運動方針を改定します。

本基本方針は、年間の学校教育全体を通じて、いじめの防止や早期発見、事案対処などの取組を体系的・計画的に実施できるよう、いじめの防止等の方針や、具体的な指導内容のプログラム（学校いじめ防止プログラム）、早期発見・事案対処マニュアルに基づく取組、PDCAサイクルによる点検・見直し等について盛り込んだものです。

2 いじめ防止等の対策のための校内体制

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で問題を抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」である、「いじめ防止対策委員会」を設置しています。いじめの防止については、本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム＝年間計画）の作成や実施の際に、児童や保護者の代表、地域の代表として学校運営協議委員などに依頼し、意見を生かします。いじめへの対処等は、必要に応じ、児童相談所、町保健福祉課、町主任児童委員・警察官・スクールカウンセラーなどの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組めます。

(1) 組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と家庭との連携といった対応の組織的な実施主体

③学校いじめ撲滅運動基本方針に基づく取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即し適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

(2) いじめ対策組織「いじめ防止等対策委員会」

①常設構成「いじめ防止等対策委員会」 校長 教頭 全教諭

②年間計画やいじめ防止取組の実施等での意見反映～児童代表・家庭代表・学校運営協議委員

③いじめへの対処（必要に応じ加わっていただく）

外部専門家（児童相談所員・町主任児童委員・保健福祉課・警察官等）

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止のための措置

①いじめについての共通理解

ア) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。

イ) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組を進めます。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

ア) 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。

イ) 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解する豊かな情操を養い、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を育てます。

③いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。

イ) 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

④自己有用感や自己肯定感をはぐくむ指導の充実

- ア) 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- イ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ウ) 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

⑤児童自らがいじめの未然防止について考え、取り組む指導の充実

- ア) 児童自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を児童会中心に進めます。
- イ) 児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- ウ) 児童が傍観者とならず、いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

(2) 早期発見のための措置

- ①日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- ②児童及び家庭に保健室（養護教諭）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

(3) いじめに対する措置

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア) 遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- イ) いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- ウ) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

②いじめられた児童及びその家庭への支援

- ア) いじめられた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該家庭に伝えます。
- イ) いじめられた児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ウ) 必要に応じて、児童相談所、町児童委員、警察、スクールカウンセラーなど外部専門家の協力を得て対応します。

③いじめた児童への指導及びその家庭への助言

- ア) いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- イ) いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ウ) 事実関係の確認後、当該家庭に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう家庭の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

④いじめが起きた集団への働きかけ

- ア) いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- イ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

⑤インターネット上のいじめへの対応

- ア) 情報モラル教育を進めるとともに、家庭に対して啓発を行います。
- イ) 学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。
- ウ) 不適切な書き込みを発見した場合は、家庭との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

(4) いじめの解消

①いじめが「解消している」状態

謝罪をもって安易に解消とせず、以下の要件が満たされている場合、解消と判断します。

- ア) いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。
- イ) いじめられた児童本人及びその家庭に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

②観察の継続

- ア) いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。
- イ) いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

【主な外部の相談窓口】

◆児童の人権110番（旭川地方法務局）

<住所>〒097-0001 稚内市末広5丁目6番1号（稚内地方合同庁舎1階）

<電話番号>0120-007-110（ゼロゼロなのひゃくとおばん）

<受付時間>月～金8:30～17:15

◆児童相談支援センター（北海道教育委員会）

<住所>〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階

<電話番号>0120-388-256

<受付時間>毎日24時間

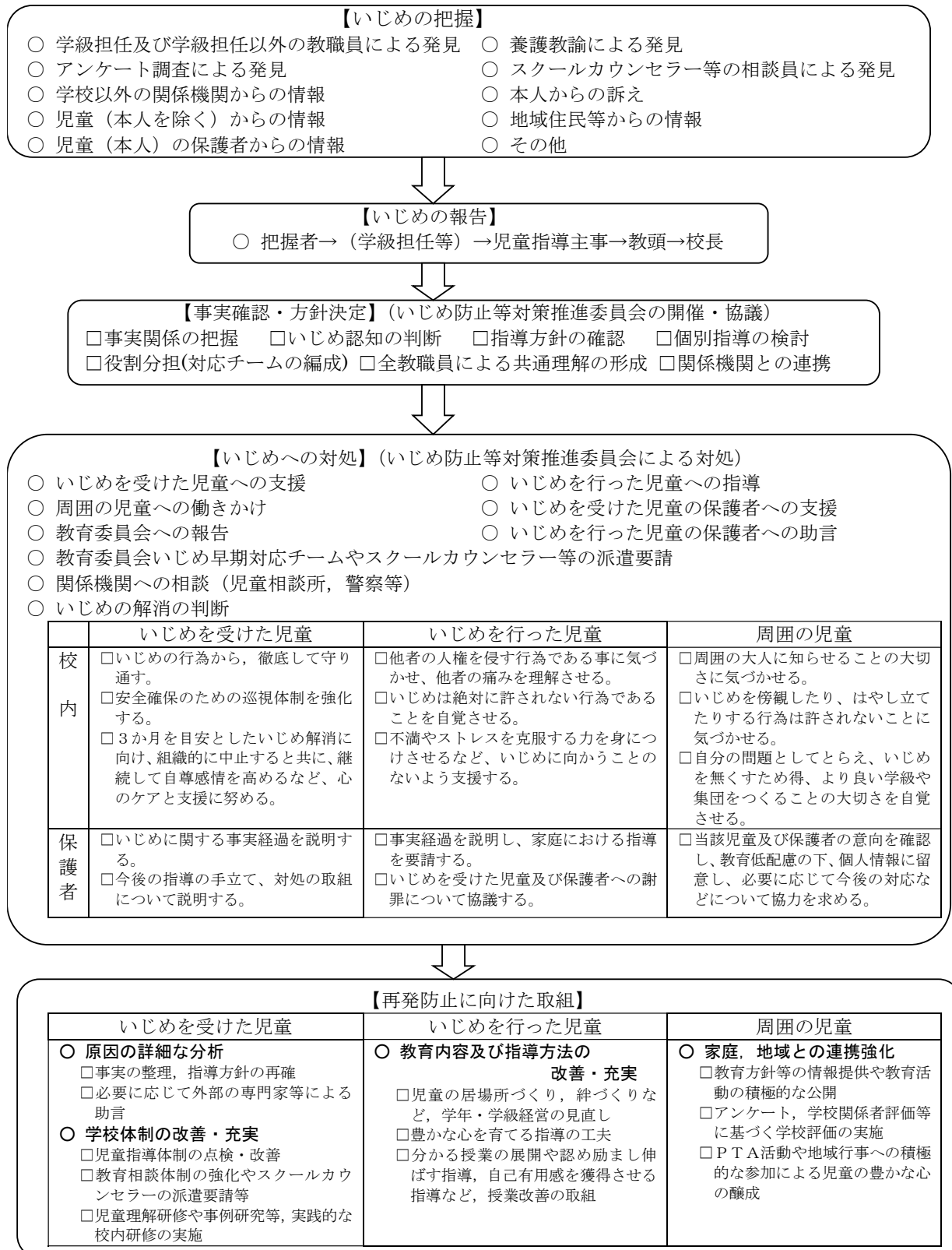
◆少年相談110番（北海道警察本部）

<住所>〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

<電話番号>0120-677-110

<受付時間>月～金8:45～17:30

早期発見・事案対処マニュアル



年 月 日

いじめ発見・見守りチェックシート

記入者

年 氏名

礼文小学校

朝の会・帰りの会	☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。 ☐ 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 ☐ 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 ☐ イライラして、物にあたる。
授業の開始時	☐ 一人遅れて教室に入る。 ☐ 泣いていたり、泣いた形跡がある。 ☐ 机の上や中が汚されている。 ☐ 机や椅子が乱雑にされている。 ☐ 周囲が何となくざわついている。 ☐ 座席が替わっている。
授業中	☐ 特定の児童の名前が何度も話題になる。 ☐ グループ分けや班活動で孤立しがちである。 ☐ 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 ☐ 配付物がきちんと配られない。 ☐ 教科書やノートに落書きされる。 ☐ 冷たい視線が注がれる。 ☐ 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	☐ 職員室や保健室に頻繁に行く。 ☐ 先生の近くに居ることが多い。 ☐ 特定の児童を避ける動きが見られる。 ☐ 一人でぼつんとしている。 ☐ 特定の児童を囲むように児童が集まる。 ☐ 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 ☐ 格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 ☐ 侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。 ☐ 集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。
昼食（給食）時	☐ 配膳すると嫌がられる。 ☐ 食べ物にいたずらされる。 ☐ 望まないおかずを多く盛られる。 ☐ 食べ物を他人に取られる。 ☐ グループから外れて一人で食べる。
清掃時	☐ 嫌な作業をいつもやらされる。 ☐ 最後まで一人で作業をやらされる
放課後（部活動）	☐ 急いで一人で帰る。 ☐ 先生に何か言いたそうにしている。 ☐ 他の児童の分まで荷物を持たされる。 ☐ 部活動の後片付けを一人でやっている。 ☐ 部活動を休みがちになる。
その他	☐ 成績が急に下がる。 ☐ 服が汚れていたり、不自然な乱れがある。 ☐ 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 ☐ 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 ☐ 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 ☐ 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 ☐ 悪口を言われても、愛想笑いをする。 ☐ 人権を無視したようなあだ名を付けられる。

◆ MEMO ◆

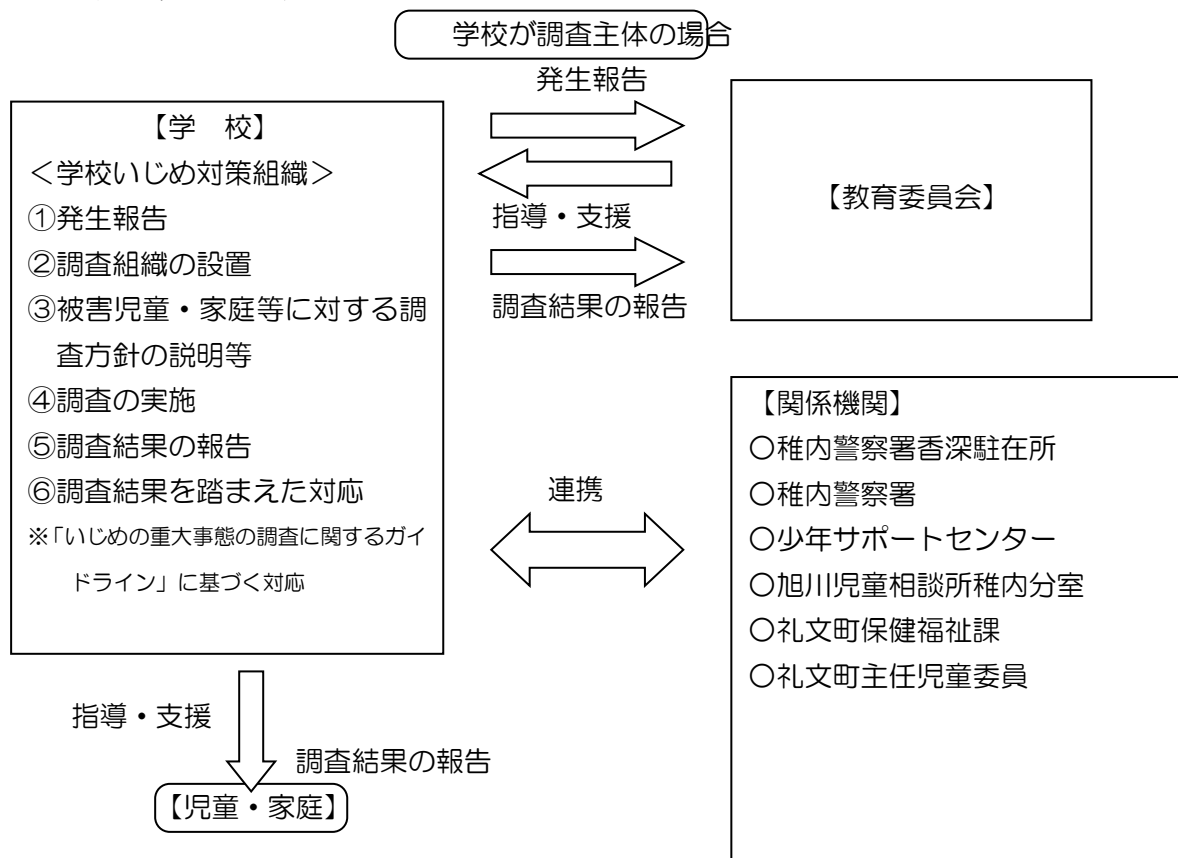
Ⅲ その他の留意事項

- 1 学校評価～学校評価において、いじめ防止の取組に係る達成目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組めます。
- 2 校内研修の充実～全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする児童指導上の諸問題等に関する校内研修を計画的に行います。
- 3 校務の効率化～教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。
- 4 地域や家庭との連携～学校いじめ防止基本方針を、参観日の懇談会等で説明し、家庭に対して、いじめの問題の重要性について認識を広め、緊密に連携します。また、学校だよりを通じて、いじめの防止等に関わる児童の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、地域と共通理解を図ります。
- 5 特に配慮するケース～障がい、帰国子女、外国人児童、震災等から被災避難・原発事故からの避難してきた児童等に対して、そのことを口実にいじめが起きることのないよう、いじめ未然防止に努めます。

Ⅳ 重大事態への対処

- 1 重大事態とは
 - (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - (3) 児童や家庭から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。
*重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。
- 2 学校における重大事態の対処
 - (1) 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
 - (2) 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「いじめ等対策委員会」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
 - (3) 調査結果は、被害児童（児童）及び家庭に対して適切に提供します。

3 重大事態対応フロー図



Ⅴ 学校いじめ防止プログラム（いじめ防止・早期発見早期対応のための年間計画）				
月	サイ クル	会議・研修・児童会保護者や地域との連携	未然防止・早期発見の取組	学校いじめ防止等対策委員会・指導部
4	P	職員会議/対策委（第1回開催）	いじめに関わる引継ぎ内容共通理解	いじめ撲滅運動基本方針改訂版の確認
	D	PTA 総会：基本方針説明 学年懇談会：方針への意見集約 児童への基本方針の説明（学級）	家庭訪問で情報収集（～5月）	ネットパトロール実施
5	C	学担会議による実態交流 （以後月2回定期実施）	道いじめアンケート1実施・集約 いじめ110番など外部相談窓口の紹介 教育相談・指導の実施	アンケート準備 ネットパトロール実施
6	A	職員会議：節反省及び実態交流 いじめ撲滅宣言準備・集会準備	前期教育相談を生かした積極的認知	アンケート準備 ネットパトロール実施
7		学校評議員会：意見・情報収集 学年懇談会：メディア利用に関する啓発文書配布・説明		いじめ防止委員会：報告及び意見・情報収集 ネットパトロール実施
8	P	職員会議：節反省及び実態交流 指導の振り返り・見直し	長期休業明けの実態観察・個別相談	ネットパトロール実施
9	D	学年懇談会：状況交流 対策委員会第2回開催		ネットパトロール実施
10		職員会議：節反省及び実態交流 道徳教育での指導	道いじめアンケート2実施・集約 外部相談窓口再度周知 後期教育相談を生かした積極的認知	ネットパトロール実施
11		道徳教育での指導	学校通信による情報収集の呼びかけ	ネットパトロール実施
12	C	学年懇談会：状況交流 学校評議員会：意見・情報収集 学校評価の実施（職員・生徒・保護者・学校関係者）		ネットパトロール実施
1		職員会議：節反省及び実態交流 学校評価：分析の職員確認	長期休業明けの実態観察・個別相談	ネットパトロール実施
2	A	基本方針について、学校評議員・PTA 役員・児童会役員から意見集約		ネットパトロール実施
3	P	職員会議：基本方針の改定または確定		ネットパトロール実施

<別紙>

いじめの発見・観察ポイント（家庭用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、家庭に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察することによって、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生などに相談しましょう。

第1段階観察しましょう

- ☐「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- ☐兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- ☐家庭への反発が強くなる。
- ☐食欲がない。
- ☐寝言などでうなされることがある。
- ☐勉強に身が入っていないように見える。
- ☐帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- ☐最近、よく物をなくす。
- ☐学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- ☐メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- ☐友達から呼び出される。
- ☐頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- ☐学校のノートや教科書を見せたがらない。（＊教科書への落書き、破れ）
- ☐家庭の前で宿題をやらうとしない。（＊プリントへの落書き、破れ）
- ☐学校行事に来ないでほしいと言う。
- ☐学校からのプリントを見せない。
- ☐放心状態でいることがよくある。
- ☐何もしていない時間が多い。
- ☐倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- ☐無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- ☐ 「行ってきます」「ただいま」を言わない。 ☐ 気分の浮き沈みが激しい。
- ☐ 兄弟姉妹にあたるが増える。 ☐ 理由もなくイライラする。
- ☐ 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- ☐ 成績やテスト結果が急に下がる。 ☐ 衣服の汚れが顕著になる。
- ☐ 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- ☐ 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- ☐ メールやブログ等を見ようとししない。
- ☐ いたずら電話がよくかかってくる。
- ☐ ちょっとした音に敏感になる。
- ☐ 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- ☐ 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- ☐ 学校や友達的话题を避けるようになる。
- ☐ 持ち物への落書きがある。
- ☐ 衣服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- ☐ 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- ☐ 登校を渋る。 ☐ 身体を見せたがらない。
- ☐ 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- ☐ 急に誰かを罵ったりする。
- ☐ かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- ☐ 身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- ☐ 身体にマジックによるいたずらがある。
- ☐ 急に友達関係が変わる。
- ☐ 友達から頻繁に呼び出される。
- ☐ 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- ☐ 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- ☐ 学校を転校したいと言い出す。
- ☐ 金遣いが荒くなったり、家庭の金を持ち出したりするようになる。
- ☐ 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- ☐ 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- ☐ 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。